

仕 様 書

1.修繕件名 市立市川考古博物館地下1階便所修繕

2.修繕概要 市立市川考古博物館地下1階便所床張り替え・便器等交換修繕を行うもの。

3.施工場所 市川市堀之内2丁目26番1号 市立市川考古博物館

4.工 期 令和7年6月1日～令和7年10月1日

5.修繕内容

名 称	仕 様	数量	単位
【直接修繕】			
直接仮設	養生・清掃片付け含	1	式
【衛生器具設備】			
既存和風大便器撤去	和便改修配管	3	箇所
洋風大便器新設	パブリックコンパクト便器 FV 式普通便座パイプホルダー	3	組
温水洗浄便座器	和便改修箇所のみ リモコン無し	3	組
既存紙巻器撤去・新設	ステンレス製柵付 2 連ワンタッチ式	5	箇所
配管施工	給水配管	1	式
床上清掃口	既存撤去・床面調整含	7	箇所
【ユニットおよびその他】		1	式
女子トイレブース新設撤去	W2915*H1900 3 ブース メラミン樹脂化粧板 t40両面張 取付含	1	式
男子トイレブース新設撤去	W1910*H1900 2 ブース メラミン樹脂化粧板 t40両面張 取付含	1	式
ベビーチェアー	男女便所各 1 箇所	2	式
土間ウス塗、金ゴテ	シーラ塗 カチオン下地 上塗り	21	m ²
長尺シート張り	ジョイント溶接 抗菌	21	m ²
入隅部シール		29	m ²
陶器廻りシール		1	式
運搬搬入費	便器・ブース他	1	式
発生材処分	混合廃棄物 6 m ³	1	式
諸経費		1	式

※ 施工箇所等については別紙参照

6.適用法令及び規格

- ・労働安全衛生法
- ・労働安全法施工令
- ・労働安全衛生規則
- ・日本工業規格
- ・その他関係法令及び規格を遵守すること

7.留意事項

- a. 修繕に際しては、安全に留意し十分な危険防止処置を施し無事故無災害に努めなければならない。
- b. 発生材に関しては、請負者の責において、適正に処分すること。

8.提出書類

- ① 着工届
- ② 完了届
- ③ 報告書
- ④ 写真

9.施工条件

- a. 作業時間等においては、原則として午前8時 50 分～午後 5 時 20 分までとし、それ以外に実施する必要がある場合は、監督職員と協議し決定する。(閉館は午後4時 30 分) ※月曜日は休館・祝日が月曜日の場合は火曜日休館 土・日・祝日開館
- b. 修繕箇所以外に部品交換を必要とする場合は、事前に監督職員と協議し決定する。
- c. 修繕にあたり、一時的に装置の機能を停止する場合は、事前に監督職員と協議し決定する。
- d. 修繕に起因して不具合等が発生した場合は、作業を速やかに中止し監督職員に報告すると共に請負者の責任において復旧に努めること。また、原因については後日報告すること。
- e. 仕様書、設計書及び契約書に明記されていない事項については、監督職員と協議し決定する。

10. 検査

検査については、工期内に完了と共に全ての書類が提出された日から 10 日以内に検査を受けなければならない。(指摘事項がある場合は速やかに対応すること)

11.写真

修繕に際し着工前・着工中・完成後の写真を撮影し報告書と共に提出すること。
写真は不可視部分を撮影するものとし修繕が適切であることを証明できるものとする。

12.保証

発注者は、本契約による作業の結果が、約款及び仕様書等に定めた業務の内容に適合しないことが発覚した場合、当該不適合が受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発覚した時点から1年以内の間に受注者に対する通知を行うことにより、受注者に対して不適合部分の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

考古博物館地下1階便所改修修繕

